

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（第25回）議事録

日時 平成26年3月5日（水）17:00～18:00

場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

出席者 （委員）樫谷委員長、今野委員、明石委員、島本委員、傍土委員
（関係府省庁）

厚生労働省医政局総務課 山本保健医療技術調整官

厚生労働省社会・援護局保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室 阿萬室長

文部科学省初等中等教育局教職員課 高口課長

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室 西田室長

総務省自治行政局公務員部公務員課 小岩理事官

国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室 島谷室長

（事務局）

川本事務局長、富屋事務局長代理、福浦次長、大地参事官、

池田参事官、長屋参事官、宇野参事官、赤川参事官補佐

1. 開会

（樫谷委員長）定刻より少しおくれて申し訳ございません。第25回評価・調査委員会を始めたいと思います。

2. 部会報告

（1）医療・福祉・労働部会

（樫谷委員長）それでは、議事次第に沿って進めたいと思います。

まず、資料1でございます。平成25年度評価対象となります規制の特例措置の一覧に記載されております事項につきまして、各部会の部会報告をお願いしたいと思います。

初めに、医療・福祉・労働部会の検討結果について、資料2-1に基づいて御報告をお願いしたいと思います。

今野医療・福祉・労働部会長、よろしくお願ひしたいと思います。

（今野委員）資料2-1の1枚目に記載されております2件の規制の特例措置について検討を行いました。

評価意見案については事務局から説明お願ひできますか。

（樫谷委員長）では、よろしくお願ひします。

（大地参事官）事務局の大地と申します。

医療・福祉・労働部会で議審議いただきました、2件の規制の特例措置についての評価意見案について御説明をさせていただきます。

なお、各特例措置の概要につきましては、資料右下の2ページ以降に各1枚で御説明をさせていただきます。こちら特例措置番号が若い順に並んでおりまして、部会ごととなっておりますので、少々見づらいかもしれませんが、こちらを御参照いただきたく存じます。

11ページ、特例措置番号910の評価意見案について読み上げさせていただきます。

①別表1の番号は910。

②特定事業の名称は、病院等開設会社による病院等開設事業。

③措置区分は、法律でございます。

④特区における規制の特例措置の内容は、株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できるというものでございます。

⑤評価でございますが、その他でございます。平成29年度に評価を行うというものでございます。

⑥⑤の評価の判断の理由等でございますが、少々長いものでございますけれども、読み上げさせていただきます。

関係府省庁の調査によれば、現在、本特定事業を実施している医療機関は1診療所であるが、同診療所は他の周辺診療所が平成23年の東日本大震災の影響等による休止等を行わない中、震災等による経営不振のみを理由に休診していること。また、その休診前後で患者視点ではなく株主の意向により診療方針が大きく変化していることから、患者への影響は相当程度あったものと考えられる。患者への対応は行われているものの、今後も同様の事情により患者に適切に医療、治療を行えなくなる可能性もあることから、弊害になり得る可能性があるとのことであった。

評価・調査委員会による調査では、平成23年の株式売買による株主資本の入れかえにより、同診療所の診察再開、事業の継続が可能となったことが確認された。

他方、株主変更後、美容領域（豊胸等）から治療領域（乳房再建、顔面再建等）に診療領域が変更されており、同診療所に関して事業性の実証には今後1～2年程度の期間が必要であること。今後3年（平成26年～平成28年）の経営方針として、乳房及び顔面の再建市場における事業の拡大を目指しており、具体的には学会等を介しての医療機関連携推進といった取り組みを予定していることが確認された。

以上より、診療領域の変更による弊害の発生の有無等を検証する必要があることから、同診療所に関する今後3年の経営方針に基づく特定事業の実施状況等を踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。

また、評価に当たっては、本特定事業のフレームワークについて議論すべきである。指摘されたフレームワークの問題点については、平成26年2月5日開催の医療・福祉・

労働部会の議事概要のとおり。

こちらの今の部分の「また、評価に当たっては」というところでございますが、こちらに関連する資料としてお手元に「特例措置番号 910 議事概要（案）」という少々フォントの細かい資料を置かせていただいております。こちらをご覧くださいませでしょうか。案とついておりますのは、関係者のチェックが一部終了していないためでございます。基本的にはこちらと同一のものを、確定版として近日中にホームページにアップする予定でございます。議事概要（案）の中に、量が多いものですから事務局のほうで便宜的に、評価意見案のこの部分に関する御議論の内容が集約されていると考えられる箇所に下線を引かせていただきました。7 ページの上から 4 行目からの部分と、次の 8 ページの下から 9 行目からの部分、この 2 箇所でございます。その周辺部分にも御議論がございます。以上が、「評価に当たっては、本特定事業のフレームワークについて議論すべきである。」という部分についての議事概要でございます。

11 ページに戻っていただきまして⑦の今後の対応方針でございますが、現在、本特定事業を実施している医療機関は 1 診療所であるが、平成 23 年の株主変更後、診療領域を変更している。したがって、弊害発生の有無等を検証する必要があることから、当診療所に関する今後 3 年の経営方針に基づく特定事業の実施状況等を踏まえ、平成 29 年度に改めて評価を行う。

以上が 910 の評価意見案でございます。

続きまして 1 枚おめぐりいただきまして、13 ページをご覧くださいたく存じます。特例措置番号 939 の評価意見（案）でございます。

①別表 1 の番号は 939。

②特定事業の名称は、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業。

③措置区分は、省令でございます。

④特区における規制の特例措置の内容は、児童発達支援センターの給食について、施設外で調理師搬入することを可能とする。

⑤評価は、その他（平成 28 年度に評価を行う）

⑥⑤の評価の判断の理由等でございますが、関係府省庁の調査によれば、給食の外部搬入により一部施設において障害児には不向きな調理となったとの意見が確認されたが、事業を実施している施設が少ないため、今回の調査結果のみをもって弊害の有無を結論づけることは困難であるとのことだった。すなわち全国展開により外部搬入を行う施設が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、障害児に対する給食の安全性を確保するため、慎重な対応が必要であるとのことであった。

評価・調査委員会による調査では、外部搬入により施設の運用費用が削減できてい

ること、児童・保護者の満足感が向上していること等の効果が確認された。また、食事提供に当たり配慮が必要な児童は、年齢や障害の種類・程度が異なっていたが、外部搬入実施前から食事介助や刻み等の個別対応を行っていたことなどから、外部搬入実施後も個別対応をとることができており、全児童について特段の問題は生じていないことが確認された。

以上より、全国展開に向けた弊害は確認できていなものの、全国展開の判断に必要な活用実績が十分でないことから、十分な事例の蓄積を待つ必要がある。そのため内閣官房及び関係府省庁は本特例措置について、地方公共団体等に対し、周知や情報提供に努めることとし、評価・調査委員会はその結果により改めて評価を行う。評価時期については、事例の蓄積には一定期間必要であり「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価時期も踏まえ、平成 28 年度とする。

⑦今後の対応方針につきましては、本特例措置の評価に当たっては、十分な事例の蓄積が必要であることから、内閣官房及び関係府省庁は、本特例措置について、地方公共団体等に対し周知や情報提供に努める。評価・調査委員会はこの結果を踏まえ、平成 28 年度に改めて評価を行うということでございます。

この評価時期に関する⑥の下から 2 行の部分『「公立保育所における給食の外部搬入の容認事業」の評価時期も踏まえ平成 28 年度とする。』ということでございますが、事務局から補足をさせていただきますとこれは特例措置番号 920 の「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」、につきましては子ども・子育て関連 3 法の施行状況等を踏まえて平成 28 年度に評価を行うことになっているのですけれども、どちらの特例措置も給食の外部搬入に関するものでございまして、同時に評価することが整理の仕方としては、良いのではないかという御議論になりまして、部会として了解されたところでございます。

以上が 910、939 につきましての評価意見の案でございます。

事務局からは以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまの医療・福祉・労働部会におきまして作成いただきました評価意見(案)につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。それぞれの事情で 910 は 29 年度、939 は 28 年度に改めて評価を行う。しかし、どちらも実績が少し足りないということですね。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、ただいまの医療・福祉・労働部会作成の評価意見(案)を委員会評価意見として了承することとしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、委員会評価意見として了承することとしたい

と思います。

厚生労働省に退室いただきます。ありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

(文部科学省関係者入室)

(2) 教育部会

(樫谷委員長) 続きまして、教育部会の検討結果につきまして、資料2-2に基づきまして御報告をお願いしたいと思います。明石教育部会長、よろしくお願ひしたいと思います。

(明石委員) 部会長の明石でございます。

教育部会では、お手元の資料2-2の1枚目に記載されている1件の規制の特例措置について検討を行ってまいりました。評価意見(案)については事務方から御説明をお願いいたします。

(長屋参事官) 事務局の長屋でございます。

それでは、教育部会における検討結果を御報告申し上げます。

特定措置番号830、市町村教育委員会による特別免許状授与事業でございますが、その概要についてごく簡潔に御説明申し上げたいと思いますので、資料の3ページをごらんくださいませ。小中高校などの教員の免許状は都道府県の教育委員会が授与することになってございます。この免許状の中に特別免許状というものがございます。一般に教員の免許状といいますと、大学で所定の単位を取得するなどして授与される普通免許状が思い浮かぶと思いますが、この特別免許状というのはそれとは違ひまして、社会的経験を有する人に対して授与されるものでございます。

例えば外国人の英会話学校講師に、中学校の英語の特別免許状が授与されるといったようなものでございます。この特別免許状も都道府県教育委員会が授与するものでございますが、特区の認定を受けることによって一定の要件のもと、市町村教育委員会が授与できるようになるものでございます。これが今回評価対象となる規制の特例措置でございます。現在、この特例措置を盛り込んだ特区計画が5件ございます。

それでは、評価意見(案)について御説明申し上げます。資料の17ページ、18ページをごらんいただければと存じます。

教育部会においてお取りまとめいただきました評価意見(案)につきまして、⑤評価以下の部分を朗読させていただきます。

⑤評価、その他(新たな特区計画の認定が複数行われ、または認定地方公共団体における特別免許状の授与が10件程度行われた段階で、改めて評価を行う)でございます。

⑥評価の判断の理由等でございます。関係府省庁の調査によれば、以下の理由等により、本特例措置は全国展開すべきではないとのことであった。

平成18年7月以降、新たな認定がない。また、認定地方公共団体においては平成22

年4月以降、新たな特別免許状授与がなく、今後その予定もない。複数の認定地方公共団体では、教育職員免許法に基づく教員免許制度の理解が不十分なままに授与が行われた事例が確認され、適切な授与のための事務体制を整備することが困難であると回答している。

このような中、本特例措置を全国展開した場合には、今後、不適切な特別免許状の授与が行われるおそれがある。教員免許制度は学校教育の水準を確保するための資格制度であるため、生徒の利益も考慮すると、本特例措置を全国展開することは不適當である。

評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用した事業により、地元人材の雇用創出や不登校生徒の進学率の増加等の効果が確認された一方で、市町村では免許状授与に当たっての基準の整備が負担になるといった全国展開に向けた課題も確認された。

このように、本特例措置の効果が認められる一方で問題点も指摘されている以上、全国展開は困難であり、今後の本特例措置の実施に当たっては、市町村教育委員会における教員免許制度の十分な理解や適切な授与事務を行うための体制確保が必要である。そのため、関係府省庁は認定地方公共団体における適切な免許事務のための指導助言を行うとともに、特例特別免許状の授与状況を必要に応じ把握することとする。なお、特区計画認定の同意は、教育職員免許法に規定された免許事務局の確実な実施が確認できた場合に行う。

評価・調査委員会は上記を踏まえ、新たな特区計画の認定が複数行われ、または認定地方公共団体における特別免許状の授与が10件程度行われた段階で、改めて評価を行うものでございます。

⑦今後の対応方針でございます。関係府省庁は認定地方公共団体における適切な免許事務局のため指導・助言を行うとともに、特例特別免許上の授与状況を必要に応じ把握する。なお、特区計画認定の同意は、教育職員免許法に規定された免許事務局の確実な実施が確認できた場合に行う。

評価・調査委員会はこれを踏まえ、新たな特区計画の認定が複数行われ、または認定地方公共団体における特別免許状の授与が10件程度行われた段階で、改めて評価を行う。

以上のように評価意見（案）をお取りまとめいただいたものでございます。

以上です。

（樫谷委員長）ありがとうございました。

それでは、ただいまの教育部会において作成していただきました評価意見（案）について、御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思いますが、要するに新しい認定がないということと、新たな特別免許状の授与がないし予定もない。あるいは体制整備も難しいという回答があったこともありまして、新たな特区計画の認

定が複数、2つ以上ということです。あるいは、または特別免許状の授与が10件程度行われた段階で改めて評価を行うということで、時期という意味では定めずに、こういう件数で定めるということでもあります。何か御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの教育部会作成の評価意見（案）を委員会評価意見として了承することとしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

（樫谷委員長）ありがとうございます。御異議がないようでございますので、委員会評価意見として了承することとしたいと思います。文部科学省の方、ありがとうございました。

（文部科学省関係者退室）

（国土交通省関係者入室）

（3）地域活性化部会

（樫谷委員長）続きまして、地域活性化部会の検討結果につきまして、資料2-3に基づいて私から地域活性化部会長として御報告いたします。

地域活性化部会では、資料2-3の1枚目に記載されております2件の規制の特例措置について検討を行いました。また、1件の特例措置につきまして関係省庁みずから全国展開する旨の報告を聴取いたしました。内容につきましては事務局から報告をお願いしたいと思います。

（池田参事官）事務局の池田でございます。よろしく御報告いたします。

では、資料21ページでございます。特例措置番号409の評価意見（案）というところでございます。特定事業の名称は地方公務員に係る臨時的任用事業ということでございまして、特例措置の内容④の欄にございますが、通常1年以内しか認められていない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて最大3年でございますが、任用を認めるというものでございます。

⑤の評価の欄にございますが、平成29年度に評価を行うということでございます。

⑥の⑤の評価の判断の理由等でございます。少し長いですが、朗読させていただきます。

関係府省庁によれば、本特例措置の全国展開については、①認定地方公共団体から正職員と責任や勤務内容において余り相違がない一方、勤務条件に格差があることや、地方公務員法上の身分保障がない等の弊害に関する意見が寄せられていること。

②常勤職員並みの身分保障のない臨時的任用職員が恒常的・本格的業務に従事する状態が無制約に拡大することになり、公務の中立性が確保されなかったり、安定的な行政サービスの提供が果たされないという弊害の発現が予想されること。

③全国展開等に当たっては現在、活用されている職種、保育士等が多いのですが、そのみならず、行政処分等権力的な行政を行う職種についても弊害の検証

を行うことが必要不可欠であることなどから、現時点で困難である。

本特例措置の内容は、一定期間に限った任用が可能であるという点で、任期付採用法に基づく任期付任用制度に包含され、かつ、同制度によれば地方公務員法上の身分保障に関する規定が適用されないこと等の本特例措置の全国展開の弊害となり得る点が解消されており、実際、本特例措置で採用した臨時的任用職員が担っていた業務を、全て任期付任用制度により採用した職員による対応に移行する予定の地方公共団体も存在しているとのことであります。

一方、評価・調査委員会による調査では、同じ職員が長期間担当することが可能となったことにより、利用者に安心感を与えていること、有資格者の安定確保や長期的視点でのスキルの蓄積により、行政サービス水準が向上していること、地域雇用の創出や行政の事務効率化にも貢献していること等の効果が確認されたところでございます。他方、任期付採用法によらず、本特例措置を利用することとした理由として、採用時期などの面で柔軟な対応が可能であるとか、同法の採用要件である一定期間内に終了が見込まれる業務とは言えないといった認識を、一部の地公体が有しているといったことも判明いたしました。

すなわち、本特例措置により有資格者の安定確保や行政サービス水準の向上等の効果が発現していることが確認された一方で、全国展開については弊害のおそれがあることも判明したところであります。加えて関係府省によれば、これらの本特例措置の効果は任期付任用制度によっても実現可能であり、本特例措置によらず同制度を活用すべきとの意見であり、また、評価・調査委員会の調査におきましても、地方公共団体において同制度に対する理解が十分ではない可能性が伺われた。これらを踏まえれば、関係府省庁はまずは認定地方公共団体について特例措置による臨時的任用職員の業務内容や勤務条件等の実態、任期付任用を活用していない背景等につきまして、詳細に調査分析を行う必要がある。

また、関係府省庁は上記の調査の分析結果も踏まえ、認定地方公共団体や今後、認定申請を行う団体が任期付任用への移行を選択しやすくなるよう、任期付任用制度のさらなる周知、普及を図り、任期付任用の活用を促進することとする。そして、関係府省庁は必要に応じ、特例措置の適切な運用を確保するための措置や、任期付任用制度についての必要な見直しを行うものとする。

このような上記の調査・分析、検討事項、周知・普及等の対応については、必要に応じ内閣官房と連携しつつ行うこととする。

その上で評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付任用への移行状況、新規認定申請への動向、民間労働法制の動向等も踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を評価・調査委員会に報告することとする。なお、関係府省庁は任期付任用の活用を促進するに当たっては、地方公共団体の主体的な選択を妨げることをしないよう留意することということとさせていただきます。

⑦の今後の対応方針は、今、読ませていただいた⑥の後段のところが書いておりますので、重複しますので割愛させていただきます。

以上でございます。

(宇野参事官) もう一件の 1224 番につきまして、御説明したいと思います。

制度の概要につきましては 7 ページにポンチ絵がありますので、簡単に御説明をしたいと思います。

国内貨物を運送する場合に、セミトレーラ連結車というものに積載して運ぶこととなりますが、その場合には特殊車両通行許可をとっていただくこととなります。平成 17 年に 45 フィートコンテナが国際規格に加えられまして、最近、世界でそれを使うという事例がふえてきております。現行では、特殊車両通行許可の長さの限度地が 17 メートルとされており、45 フィートコンテナを積もうとしますと長さが 17 メートルを超えて 18 メートルになる場合があるということで、特殊車両通行許可の限度を 17 メートルから 18 メートルまで緩和するという特例を認めたものでございます。

23 ページに評価意見(案)をまとめてございますので、23 ページをごらんいただきたいと思います。

④につきましては、今、御説明したとおりでございます。

⑤その他(平成 26 年度に評価を行う)という形にさせていただいております。

⑥を読み上げさせていただきます。

関係府省庁の調査によれば、本特例措置の実施による特段の弊害の発生は認められなかった。ただし、特例措置を受けて走行した車両の長さは 1 パターン(17.23m)しかなく、走行実績が限られているため 45 フィートコンテナを積載する車両等の長さについて、どの程度まで緩和が可能であるか 1 年程度検討が必要とのことであった。

評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用した事業により、輸送コストや CO2 排出量の削減といった効果が確認された。

以上より本特例措置の活用により効果が確認され、また、特段の弊害は生じていないため、関係府省庁は特殊車両通行許可におけるセミトレーラ連結車の長さの緩和について、世界的なコンテナ規格の動向、利用者のニーズ等を踏まえ、全国的な措置として検討を速やかに行い、その結果を平成 26 年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会等は、その結果等に基づき改めて評価を行う。

⑦の今後の対応方針は、今の 3 段落目を抜粋した形になっておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

(池田参事官) もう一つ、部会長からありました関係府省庁みずから全国展開する件の報告でございます。

まず、6 ページ、特例措置の概要を御説明したいと思います。地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業でございます。平成 23 年 8 月に措置したものでござ

いますが、「これまで」の欄に書いてございますように、それまでは競馬における勝馬投票法の種類というのが、5つ以下の競争の1着馬を全ての中させる投票法、五重勝単勝式勝馬投票法などは認められておりましたが、それ以上、6つ以上の競争については認められていないというところでございます。それにつきまして真ん中の黄色のところを書いてございますが、地方競馬の取り巻く環境というのが厳しい状況なので、新たな競馬ファンも取り込もうということで、新たに七重勝単勝式勝馬投票法を導入したところでございます。現在のところ2件ほどやっております、絵にあるような佐賀と帯広のばんえい競馬が認定されているところでございます。

これにつきまして、次に資料の25ページをごらんいただければと思います。関連資料ということで入れさせていただいておりますが、今年1月の農水省の担当課の省令案の改正の内容でございます。競馬法の改正等々でいろいろ措置しているところでございますが、「2 概要」(2)競馬の魅力を高めるための改正事項ということでございまして、その①のアンダーラインを引いてございますが、指定重勝式勝馬投票法の種別に六重勝単勝式、七重勝単勝式云々を追加するというようにしてございまして、これについては26ページの施行期日、最後のところにアンダーラインがございまして、26年4月1日から施行ということになっているところでございます。

御報告まででございます。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいま地域活性化部会において作成いたしました評価意見(案)等につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思いますが、最後に御説明をいただいた部分については全国展開ということなのですが、あと2件につきまして409は地方公務員に係る臨時的任用事業でございますが、これにつきましては総務省から臨時的任用ではなくて、任期付任用制度が新しくできたということでありまして、含まれるのではないかというお考えのようでございますが、実際は新しい申請があったり、なかなかこれが活用されているところが結構ありまして、悩ましいところではありますけれども、このような平成29年度に評価を行うということにさせていただいているところでございますが、いかがでございましょうか。

(今野委員) わからなかったので教えてほしいのですけれども、臨時的任用と任期付任用制度と何が違うのかわからないのです。

(樫谷委員長) では、総務省からよろしいですか。

(小岩理事官) 臨時的任用につきましては地方公務員法に別途規定がございまして、まさに臨時的な必要性がある場合に、基本的にはまず6カ月の任期ということで任用するという任用形態でございます。任期付任用制度につきましてはおおむね3～5年という任期を定めて、例えば業務が一時的に増大するですとか、そういった法律に規定する要件に合う場合に、法律に基づいて任期を限って任用することができる。そう

いう任用の種類の違いでございます。

(今野委員) そうすると身分とか処遇が違うんですね。

(小岩理事官) 処遇について、法律上の体系で申し上げますと、臨時的任用というのはあくまで臨時的な、例外的な任用ということでございますので、正規の職員と処遇の違いはございますが、任期付任用制度につきましては基本的に業務も本格的な業務をするという前提ですので、正規職員と同等に基本的に処遇がされると考えられるという違いがございます。

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。

島本委員、どうぞ。

(島本委員) 私も 409 について質問なのですが、私が所属している教育部会とか医療・福祉・労働部会というのは大体件数が 1 件とか 5 件と少ないのと比べると、本件は 15 件ニーズがある。先ほど来、御指摘があったとおり臨時的任用と任期付任用と違いがあるのだと思うのです。これだけニーズがあるということは、弊害の理由がこの報告だけを見ると、どこが一番ネックなのか教えていただきたい。3 点、総務省さんは挙げられていますが、2 点目は弊害の発現が予想される。3 点目は問題がある職種もあるのではないかとということで、どちらも具体的な弊害が確認されたということではなくて、弊害が考えられるということですね。

弊害を確認するのがそもそもの特区の役割だと思うので、この 1 点が、最初の 1 番目がよっぽど深刻なのかどうか。その辺の背景と、もう一つが再評価が平成 29 年度というのもまた随分伸ばしてしまうんだなという印象がありまして、なぜ 29 年度まで見る必要があるのか、その点についても教えていただければと思います。

(樫谷委員長) 1 つは、弊害の深刻度の順番。もう一つはなぜ再評価が平成 29 年度で、もっと前倒しできないのかという点でございます。

(小岩理事官) 弊害につきましては、まさに現在、本特例を活用している団体は 14 団体でございます。これについてそのうちの 8 団体が弊害の可能性があるというふうに、各利用されている団体から意見が出てきております。

具体的に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、臨時的任用というのは制度上はあくまで臨時的な任用という例外的な取扱いでございますので、地方公務員法上の身分の保障の規定が基本的には適用されないこととなりますので、法律上身分保障がないという問題があるという点。それから、正規職員と責任や勤務内容において一見するとあまり相違はない一方、勤務条件に格差が出てきているのではないかと。こういう弊害が出てきているという意見がございましたので、この部分についてしっかりとした検証が必要ではないかと考えた次第でございます。任期付任用制度を活用していただきますと、総務省といたしましてはこの弊害というものについて、クリアされるのではないかと考えているということでございます。

(池田参事官) お答えいたします。

平成 29 年度に再評価する理由については、先ほど御説明した 22 ページの「これらを踏まえれば」というところで段階的にお話したいと思います。まずはその 3 行目ぐらいに書いてあるものでございますが、いわゆる任期付任用を活用していない背景とか特例措置の実態についての詳細な調査・分析につきまして、1 年程度かけてやってはどうかと考えております。

その調査・分析を踏まえて、必要な見直しの検討なり、運用改善の検討を考えていただくというのをまた 1 年程度かなと。そして、それを踏まえた形で任期付制度の運用なり特例措置の適用なりをして、このまま 1 年ぐらい様子を見て、次の年度に再評価をしていただければどうかというように考えているところでございます。

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。なかなかぴったし来ないのですけれども、何となく気持ちが悪いところもあるのですが、29 年度に評価を行う。特に正社員と責任や勤務内容において相違がない一方、勤務条件に格差があるということと、身分保障がないということなのですが、主な弊害は。ところが、身分保障の方は確かに任期付と臨時では違うらしいのですが、任期付でも勤務条件についてはいろんな措置を列記することができるので、これが臨時任用と任期付の違いかと言われると微妙なところではあるのです。ただ、一般的に言うと任期付の方が正社員に近いということですね。正社員であるのでいいだろうというお考えのようであります。よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、ただいまの地域活性化部会作成の評価意見(案)を委員会意見として了承することにしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、委員会意見として了承することとしたいと思います。総務省の方、国交省の方、ありがとうございます。

(国土交通省、総務省関係者退室)

3. 平成 25 年度評価意見の取りまとめ

(樫谷委員長) 以上、3 部会からの報告を踏まえて評価・調査委員会として平成 25 年度の評価意見を取りまとめ、構造改革特別区推進本部長に提出することとしたいと思います。

事務局から資料を配付していただきたいと思っております。

(資料配付)

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。それでは、評価・調査委員会委員会としての意見(案)について、私より説明したいと思います。

めくっていただきまして「はじめに」でございます。全体的な構成は毎年のものでそれほど変わっておりませんが、「はじめに」というところでは、当委員会の役割と

今年度の検討の概略について、先ほど御議論いただきましたようなところで記載してございます。

続きまして「2. 平成 25 年度の評価について」で、まず（1）は評価の進め方について簡潔に記載しているものでございます。

（2）が評価意見の概要でございますが、具体的には本年度の評価の対象となっております6件の特例措置のうち、関係省庁みずから全国展開を行うこととした1件を除く5件につきまして、評価の概要を説明しております。

最後に「おわりに」が3ページにございますが、構造改革特区制度に寄せられる期待を踏まえまして、関係省庁に一層の取り組みをお願いして結びとしております。

以下、添付されました案件ごとの意見案につきましては、先ほど各部長から御報告いただき、御了解いただいたものでございますので、省略したいと思います。

ただいま御説明いたしました意見案につきまして、御意見、御質問等がございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の案につきまして評価調査委員会の意見とし、構造改革特区特別区域推進本部長に提出することとしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

（樫谷委員長）ありがとうございます。それでは、そのように進めたいと思います。

4. 新たに適用された特例措置の評価時期の設定について

（樫谷委員長）それでは、本日最後の議事となりますが、認定が初めて行われた規制の特例措置の評価時期の設定につきまして、資料3に基づきまして事務局より御説明をお願いしたいと思います。

（赤川補佐）事務局でございます。資料はお手元の27ページ目の資料3をごらんください。

資料3では、構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期に関する意見（案）という資料をつけさせてございます。

本文の3行目にございますとおり、評価の実施時期につきましてはこの委員会において検討を行い、構造改革特別区域本部長に意見を提出するとさせていただいているところでございます。

このたび構造改革特別区域計画の認定が初めて行われた規制の特例措置につきまして、関係府省庁の長から提出のあった調査スケジュールに基づき、評価時期の検討を行わせていただきたいと思いますと考えております。

下の表にございますとおり、2件の特例措置についていずれも平成27年度に評価することとしてはどうかという案を作成させていただきました。以下、内容について御説明をさせていただきます。

29ページ、1件目でございますが、特例措置番号1226、地域限定旅行業における旅

行業務取扱管理者の要件緩和事業でございます。一番上の箱の中に「これまで」と書いてございますが、旅行業者または旅行業者代理業者は、営業所ごとに1人以上の旅行業務取扱管理者を選任しなければならないということとなっております。

3つ目の箱にございますが、取り巻く環境の変化ということで、地域観光資源の活用、地域密着型の旅行等へのニーズに対応するため、旅行者を受け入れる地域が地域密着型旅行商品や体験プログラムを提供するなど、いわゆる着地型観光の推進の機運が高まってございます。

このような背景を踏まえまして、真ん中黄色の丸の中にございますが、地域限定の旅行業者が専任する旅行業務取扱管理者につきましては、他業種との兼任を認めるという形で、より地域にとって旅行業、旅行代理業がやりやすいような特例措置を設けたものでございます。

こちらの特例措置は平成25年5月に措置されまして、以降、現時点で2件の認定がございました。

この特例措置の評価のスケジュールにつきまして、30ページをごらんいただけますでしょうか。30ページの調査スケジュールは関係府省庁から提出いただきましたものでございます。評価としては平成27年度に行うことという案を考えており、その理由としては、②のところでございますが、2パラグラフ目を読ませいただきます。本特例措置の効果、弊害を評価するためには、事業開始から1年程度経過した後に調査を行うことが適当であるが、今回、事業を受けている2団体ともに特定事業の開始が遅れており、平成26年春以降の事業開始、具体的には旅行商品の販売や募集を行うということで、現在準備中、とのことのため、その結果を踏まえまして平成27年度に評価を行うこととしてはどうかという関係府省庁からのスケジュールの提出がございました。

続きまして2件目の特例措置の御説明をさせていただきます。31ページを御参照ください。31ページ、2件目は特例措置番号1227、公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業でございます。

特例措置の概要でございますが、こちらは埋立地の土地の利用用途に関する特例でございます。3つ目の箱の中に取り巻く環境の変化というところがございますが、新たな企業誘致の促進や臨海部の活性化を図るため、生産施設（製造業用地）と物流施設（流通業用地）が区分なく立地できる新たな用途区分が求められている。これは例えば工場であれば製造業用地、倉庫であれば流通業用地というように、用途が土地によって定められているのですけれども、定められているがゆえに工場と倉庫を隣接してつくることができないといったような事例があるということでございます。

このような状況に対しまして、構造特区を活用することにより、真ん中黄色の中にございますように、埋立地において生産施設と物流施設が区分なく立地できる「製造・流通業用地」を認めることができるとする特例でございます。この特例につきまして

は現時点で1件の認定がございまして、これは大阪市内で認定を受けてございます。

続きまして32ページをごらんください。こちらにつきましても平成27年度に評価をすることとしてはどうかという案を考えてございます。理由といたしましては真ん中の②の2パラ目でございますが、本特例措置の効果を評価するためには、当該区域に事業者が進出した後に調査を開始することが適当であり、大阪市のスケジュールによると、平成27年4月より事業者が進出しようとしている。現在、大阪市内においてその土地利用の区分の見直しですとか、事業の準備を進めていると伺っておりますので、27年度からの調査としてはいかがかというスケジュールを国土交通省さんからいただいているところでございます。

以上を踏まえまして27ページに戻っていただきますけれども、2件の特例措置につきましては平成27年度に評価するという事で案を作成させていただきました。

事務局からは以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

何かこの件につきまして、評価時期の設定につきまして御意見、御質問がございましたらと思うのですが、最初の旅行業務のほうはこれから事業が始まるので1年間様子を見よう。公有水面埋立地におけるということで、これは生産施設と物流施設を区分なく立地できる。これは弊害の可能性は何かあるのですか。まだやっていないので弊害と言えるかどうか、いかがでしょうか。

(宇野参事官) 現行制度で分けられている理由というのが、例えば流通関係ですとトラックがたくさん通るということで、そういったものは製造業のいろんな作業に支障を及ぼすとか、製造業のガスだとか大気汚染の関係だとか騒音だとか振動だとか、そういったものは物流側に影響を及ぼすのではないかとということで今、分けられているようなのですけれども、今回それを区分なく立地できることにして、そういう弊害が本当に発生するかどうかということを検証した上で、それがなければ全国展開ということも考えていく。そういうものでございます。

(樫谷委員長) 何となく心配し過ぎな気もしないでもないですが、一応、1年間やってみて、スタートしていないので何の評価のしようもないということもありますので、最短の27年度ということでございます。

(傍士委員) 直接的ではないのですけれども、今回、非常に何年も先に延びているものが多かったし、そもそも来年以降、もう既にはまっているものが29年度まであるわけですね。そういう一覧表というものはないのですか。

(大地参事官) まず評価年度が確定しているものがございまして、そのほかに先ほど本日御議論いただいたような、ある条件を満たしたら評価をお願いするというもの、いつになるのかが確定していないものが何件かあります。例えば26年度については、その評価時期が確定しているものは3件ございます。そのほかに数件、評価をお願いする可能性があるものはございますが、その条件が整うのかが確定していない

ので、評価時期毎の一覧リストをお示しするのが難しいところがございます。

(傍士委員) 何か知らないうちにどんどんそちらにたまり込んでいっているのではないかと。

(大地参事官) 事務局においてきちんと管理しております。

(傍士委員) 管理ではなくて、案件がどんどんたまっているのではないかと思ったのです。

(大地参事官) 本日の御審議も入れ込んだ件数では、既に評価年度が確定しているものは26年度3件、27年度4件、28年度2件、29年度2件、となっておりますが、そのほかに例えば去年、御審議いただきました野ヤギの捕獲に関する特例措置は各捕獲の種類毎の実績が複数頭になったら評価をお願いするというところでございましたので、具体的にいつになるのかわからないが、その条件が整えば直ちに評価することとなっておりますし、また、本日評価意見をいただきました教員の免許に関する特例措置の評価時期が具体的にいつになるかわからない。そういったものが数件ございます。

(樫谷委員長) 今後も評価する案件があるということですね。

(大地参事官) そうでございます。

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日の案にて評価・調査委員会の意見として構造改革特別区推進本部長に提出することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

本日の議事は以上ですが、他に事務局から何かございますか。

(大地参事官) 特にございません。

(樫谷委員長) ありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会したいと思います。ありがとうございました。